

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 勝山市 (都道府県: 福井県)
本事業の担当部局名 教育委員会 こども課

事業メニュー		地域結婚支援重点推進事業			
区分		一般メニュー			
関連事業メニュー		1_1_2 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー			
個別事業名		結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー等の実施		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間		令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1		1,780,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2		(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 勝山市では、他の自治体と同様に人口減少が年々進行するなか、令和2年度に地方創生総合戦略を改訂、さらに令和4年度には第6次総合計画を策定し、一層の各種人口減少対策に取り組んでいるところである。そのなかで、年間の婚姻件数については、令和2年度:65件、令和3年度:57件、令和4年度:46件となっており、減少が続いている。若い世代が結婚に対する経済的不安を抱えていることや、地域における若い世代の交流の機会の減少や結婚への意識改革の機会が乏しいことが主な原因であると分析している。			
		(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 主に若い世代に対して意識改革の場を設ける。また、結婚相談会も個別に行い、時間をかけ若者たちの意見を聞き出し、自分自身の良さを見つめ直すことで、婚活イベントに参加してもらい、マッチングにつなげたい。マッチング後も、結婚相談員による寄り添い方に支援(電話等)を実施する。また、過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。			
		＜本個別事業の位置付け＞ 若い世代に対して、男女の出会い以前から結婚までにおける丁寧な支援を行うもの。			
		(過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ))			
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	面談型による出会い男女のマッチングイベント	開催回数:1回 定員:独身男女各20名 計40名 対象者:結婚を希望する独身男女各20名 内容:民間に委託し、男女参加(面談)型のマッチングイベントを実施 県内でバスツアーによる実施、バス車内においても男女の交流を行う。また、目的地においても交流会を実施し、マッチングを行う。 県マッチングアプリ「ふく恋」の登録促進を行う。 ・意識改革講座への参加ないし、結婚相談員への相談を必須とする		○
	2	結婚相談員向け等スキルアップ講座	開催回数:1回 定員 22名 対象者:結婚相談員、結婚相談担当職員、結婚当事者の親世代等 内容:昨今の結婚事情や若い世代の結婚への意識、相談員としてのスキルアップを目指した講座を開催実施する。講師は熊本から来てもらう(荒木氏)、同氏は、婚活におけるカリスマであるため、新たな考え方で相談業務等ににあたってもらうための意識改革、スキルアップの講座の講師としては、最適であるため。		○
	3	結婚希望者向け意識改革講座	●講師Aによる意識改革講座 開催回数:1回 定員 20名 対象者:1の男女のマッチングイベント参加者、結婚相談登録者を含む結婚希望者(当事者) 内容:結婚に対する意識改革講座 ●講師Bによるスキルアップ講座 開催回数:2回 定員 40名(20名×2回) 対象者:1の男女のマッチングイベント参加者、結婚相談登録者を含む結婚希望者(当事者) 内容:自分磨きのために、経験豊かな講師を招いて講演会を開催		○
	4	対面型等による結婚相談員の相談業務	対面型1: 内容:結婚相談員及び担当職員による相談会(個別相談) 家庭訪問等は個別に随時実施(平日夜含む)、電話対応含む 開催回数:相談員の相談 1・3週木曜日 24回 担当職員による相談:2週木曜日、電話相談は開庁日時間に随時実施 定員:24名 対象者:結婚希望者(当事者)及びその家族、1の男女のマッチングイベント参加者 対面型2: 内容:結婚相談員による相談会(カウンセリング含む個別相談) 第4週木曜日夜、そのほか年間2回土日等実施 開催回数:14回 定員:32人 (第4週木曜日夜2名×12月+年間2回土日4名×2回) 対象者:結婚希望者(当事者)及び1の男女のマッチングイベント参加者		○
【次年度以降に向けた事業の方向性】 各個別事業とも参加者にアンケートを実施し、その結を踏まえて検討を行い、次年度実施に向けて検討を行う。					
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚姻件数		件	50（令和7年度）	46（令和4年度）
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.42（R3.10.1）	
	婚姻件数		件	46（令和4年度）	
	婚姻率			2.1（令和4年度）	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		（アウトプット）			
	1	面談型による出会い男女のマッチングイベント参加者数	人	40	－
	2	結婚相談員向け等スキルアップ講座参加者数	人	22	－
	3	結婚希望者向け意識改革講座参加者数	人	60	－
	4	対面型等による結婚相談員の相談数	件	56	－
		（アウトカム）			
	1	面談型による出会い男女のマッチングイベント参加者の満足	%	70	－
	2	結婚相談員向け等スキルアップ講座の満足度	%	70	－
	3	結婚希望者向け意識改革講座の満足度	%	70	－
	4	対面型等による結婚相談員への満足度	%	70	－
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	福井県及び県下の市町により構成された「ふくい結婚応援協議会」を中心として、県が管理するマッチングアプリの出張登録会（会場確保や当日運営）により開催する、市事業参加者には、マッチングアプリの登録推奨を行い、事業の広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内の民間事業者に各種事業のチラシ配架をはじめとした周知活動への協力を依頼するとともに、社員の事業参加への働きかけをお願いする。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本文交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額（補助率を乗じる前の額）を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組（ステップアップ）

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

自治体名勝山市(都道府県: 福井県)

本事業の担当部局名教育委員会 こども課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	勝山市結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,550,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 勝山市では、他の自治体と同様に人口減少が年々進行するなか、令和2年度に地方創生総合戦略を改訂、さらに令和4年度には第6次総合計画を策定し、一層の各種人口減少対策に取り組んでいるところである。そのなかで、年間の婚姻件数については、令和2年度:65件、令和3年度:57件、令和4年度:46件となっており、減少が続いている。よって若い世代が結婚に対する経済的不安を抱えていることや、地域における若い世代の交流の機会の減少や結婚への意識改革の機会が乏しいことが主な原因であると分析している。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 主に若い世代に対して意識改革の場を設ける。また、結婚相談会も個別に行い、時間をかけ若者たちの意見を聞き出し、自分自身の良さを見つめ直すことで、婚活イベントに参加してもらい、マッチングにつなげたい。マッチング後も、結婚相談員による寄り添い方に支援(電話等)を実施する。また、過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 ☐ 有								
※(注)3								
【その他独自要件】								
●市税等を滞納していない者であること。 ●市内に3年間継続して定住すること ● 国が実施する地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る支援、市が実施する家賃及び引越費用に対する支援その他の公的制度による補助を受けていないこと。								

2. 申請見込

①新規世帯見込

10	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	7
その他	3

②継続世帯見込

4	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

- ①本市のR4婚姻数:46件
 ②直近(R3)の県の結婚年齢割合 29歳以下:66.7% 30～39歳:29.5%
 ③29歳以下の件数は46件×66.7%:31件 39歳以下の件数は46件×29.5%:14件
 ④直近(R4国民生活基礎調査)の世帯所得500万以下の世帯割合:57.3%
 本市においては50%に設定
 ⑤上記④から、29歳以下の件数は31件×50%:15件 39歳以下の件数は14件×50%:7件
 ⑥本市では、新婚夫婦の半数程度が親と同居する傾向から、補助対象となる世帯について、⑤の50%に設定。29歳以下7世帯、39歳以下3世帯。

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	
申請世帯数見込	7
～12月(実績)	1
1月～3月(見込)	6

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	7	世帯	×	600,000	円	=	4,200,000	円
(その他)	3	世帯	×	300,000	円	=	900,000	円
				(継続補助)			1,430,000	円
				合計			6,530,000	円

<積算>

下記のとおりに積算

新規申請 29歳以下 600千円×15世帯×50%+39歳以下 300千円×7世帯50%= 5,500千円
 →R6年度約75%の支払見込 4,120千円
 +R5年度継続補助 1,430千円
 計 5,550千円とする。

3. 広報の実施予定

市の窓口へ婚姻届を提出する際のチラシ配布や地元不動産業者や引越業者への周知活動を行うと同時に、市の広報誌・HPを通じてPRを行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚姻件数		件	50 (令和7年度)	46 (令和4年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.42 (R3.10.1)	
	婚姻件数		件	46 (令和4年度)	
	婚姻率			2.1 (令和4年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	60	9 (R5.12末)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	未集計 (R5.12末)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	50	未集計 (R5.12末)
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	地元不動産業者や引越業者にチラシの配架をはじめとした周知活動に協力いただき、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。